

第 7 2 回
東京都卸売市場審議会議事録

平成 2 8 年 6 月 2 4 日 (金)

東京都中央卸売市場

目 次

1	開 会	1
2	会長・会長代理の選任について	1
3	中央卸売市場長あいさつ	2
4	審議事項	3
	東京都卸売市場整備基本方針案（中間報告）について	
5	報告事項	2 1
	豊洲市場の整備について	
6	閉 会	2 4

日時 平成28年6月24日(金) 午前10時00分

場所 東京都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

出席者

会 長	福 永 正 通	東京都国民健康保険団体連合会理事長
会 長 代 理	木 立 真 直	中央大学商学部教授
委 員	伊 藤 こういち	東京都議会議員
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	大 北 恭 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟副会長
〃	大 西 さとる	東京都議会議員
〃	か ち 佳代子	東京都議会議員
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	黒 石 匡 昭	新日本有限責任監査法人パートナー公認会計士
〃	鈴 木 章 浩	東京都議会議員
〃	堀 宏 道	東京都議会議員
〃	矢 野 裕 児	流通経済大学流通情報学部教授
〃	横 山 将 義	早稲田大学商学大学院教授
幹 事	岸 本 良 一	東京都中央卸売市場長
〃	野 口 一 紀	東京都中央卸売市場管理部長
〃	金 子 光 博	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	長 嶺 浩 子	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	白 川 敦	東京都中央卸売市場事業部長
〃	長 田 稔	東京都中央卸売市場移転支援担当部長
〃	飯 田 一 哉	東京都中央卸売市場新市場整備部長
〃	櫻 庭 裕 志	東京都中央卸売市場新市場事業推進担当部長
〃	赤 木 宏 行	東京都中央卸売市場移転調整担当部長
〃	若 林 茂 樹	東京都中央卸売市場基盤整備担当部長
〃	佐 藤 千 佳	東京都中央卸売市場施設整備担当部長
〃	三 木 暁 朗	生活文化局消費生活部長

1 開 会

○笹森書記 それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、当審議会の書記を仰せつかっております市場政策課長の笹森でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第7条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数15名中、ただいま13名の方々の出席をいただいております。したがって、定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日は阿部委員と近藤委員が所用のため欠席されております。

次に、開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の資料は既にお手元に配布してございます。一番上が配布資料の一覧となっております。続いて順に、審議会次第、委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、審議会条例、資料1、資料2、資料3でございます。お手元がない場合はお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

以上、資料の確認でございました。

なお、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして幹事・書記の変更がございますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

2 会長・会長代理の選任について

○笹森書記 さて、本審議会につきましては、本年2月に委員改選があり、今回は改選後初の開催となります。前期から委員の変更はございませんので、委員紹介は、誠に恐れ入りますが、省略させていただきます。

また、本審議会の会長職は、東京都卸売市場審議会条例第5条の規定によりまして、委員の互選により決定されることとなっております。今回の改選に当たりましては、委員の皆様のご意向を事前に確認させていただき、引き続き福永委員に会長職をお願いしたいという推薦を受け、ご本人のご承諾をいただいております。

会長代理職につきましても、前期に引き続き木立委員にお引き受けいただくことで、ご本人のご承諾をいただいております。

さらに、計画部会委員につきましては、木立委員に加え、黒石委員、矢野委員、横山委員に引き続きお引き受けいただいております。

よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○笹森書記 それでは、この後は福永会長のほうに議事進行をお願いいたします。福永会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○福永会長 皆様、おはようございます。それでは、ただいまから第72回東京都卸売市場審議会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。会議の進行につきましてはどうぞご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元配布の審議会次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

3 中央卸売市場長あいさつ

○福永会長 初めに、岸本中央卸売市場長からご挨拶がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岸本幹事 皆様、おはようございます。東京都中央卸売市場長の岸本でございます。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年5月に、本年度から平成32年度までの5か年を計画期間といたします第10次東京都卸売市場整備計画の策定に向けまして当審議会に基本方針の諮問をさせていただき、4名の学識経験者の方々に構成される計画部会の設置をいただいたところでございます。その後、これまでに計画部会におきまして18回にわたる、流通関係者へのヒアリングや視察なども含めました精力的な調査研究を進めていただいたところでございます。

本日は、まず計画部会におけるこれまでの議論の取りまとめといたしまして、基本方針案の中間報告をさせていただきたいと考えております。

また、豊洲市場につきましては、本体施設の工事が本年5月に完了いたしまして、現在は、11月7日の開場に向け、業界の皆様にご協力をいただきながら準備を鋭意進め

ているところでございます。

本日は、現時点における整備等の状況につきましてご報告をさせていただきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、審議会開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福永会長 どうもありがとうございました。

4 審議事項

東京都卸売市場整備基本方針案（中間報告）について

○福永会長 それでは、お手元配布の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日は、最初に、東京都卸売市場整備基本方針案（中間報告）につきましてご審議をいただく運びとなっております。

これからご報告をいただきます基本方針案の作成につきましては、昨年5月の第70回審議会におきまして設置されました計画部会に検討をお願いしております。木立部会長をはじめ、部会の委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、これまで18回にわたり、大変精力的にご審議をいただきました。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。本当にどうもありがとうございました。

それでは、まず計画部会より、基本方針案の中間報告をいただきまして、それに引き続き事務局から補足の説明をお願いいたします。説明が一通り終わりました後に、委員の皆様方からご意見をいただきたいと存じます。

まず、木立部会長のほうからご報告をお願いいたします。

○木立会長代理 部会長を務めさせていただきます木立です。これから方針案についてご説明申し上げたいと存じます。

先ほどからお話がございますように、18回にわたり計画部会を開催させていただきまして、委員と事務局がある意味で一体となって、熱心なご議論をしていただいたかと存じます。もちろんまだまだ不十分な点もあろうかと存じますので、本日のこの中間報告の場でいろいろご意見を賜りたいとお願い申し上げます。

まず、今回の基本方針案のキャッチフレーズ、これはあくまで案ということになりますが、「新たな変革へ踏み出す卸売市場」を一つの案として現在考えております。

具体的な中身のほうに入らせていただきますが、最初に、卸売市場が直面する現状、

それから課題をどのように考えているかということです。まず、改めて確認をさせていただきたいのは、卸売市場が生鮮食品等の基幹的な流通システムとしての重要な役割を果たしているという点です。詳細は割愛いたしますが、いわゆる集分荷機能あるいは価格形成、生産者・出荷者に対する代金決済、そして情報機能あるいは品質管理機能等、食品等の流通において極めて重要な機能を果たしています。これらの機能については、市場に対して出荷をされる側、あるいは市場で買い手となられる事業者の方、双方から高い評価を今日も得ているというふうに言ってよいかと思います。

ただ、ご承知のとおり、大きく環境が変化する中で卸売市場経由率が低下し、また取扱数量が減少しています。その結果として卸売市場関係業者の経営が悪化しているという深刻な問題に直面をしているわけです。

そうした中で、ご承知のとおり、国としましては卸売市場の政策の見直しを逐次進めてまいりまして、例えば取引方式の見直し等もなされてきたわけですが、それが市場の活性化の決め手になったかということ、なかなか難しい部分がございます、結局のところ、開設者と市場業者が一体となって経営展望の策定あるいは経営戦略の確立というようなことが今求められている状況だと思えます。

これからの卸売市場の方向性を考えるに当たりまして、今の日本の社会あるいは経済がどういうふうに変化しているのかということ踏まえることが大前提になろうかと思えます。ある意味で、卸売市場のビジョンを考える上で、今日の日本の経済・社会は大きな転換点にあるという認識ができるのではないだろうかと考えております。

1つは、人口の減少あるいは高齢化、さらに単身化、あるいは女性の就業化というように社会の構造が大きく変化しています。つまり、東京都にあっても4年後の2020年ごろをピークに人口が減少していく。つまり、右肩上がりの時代というのがある意味では終わっている事情があります。そして、2025年になりますと3人のうち1人が高齢者になります。そして、そのうち半数を超える方が後期高齢者、いわゆる介護率が急速に高まる年齢です。そういう意味では、中長期の課題として健康長寿を日本全体としてどういうふうを実現していくのかということが非常に大きなテーマになっているわけです。

そういう健康長寿を実現するときに非常に大事なことは、単純なこととして、しっかり食べて栄養をとり、しっかり運動をするということです。そういう意味で、この食、つまり栄養のある、おいしいもの、そして食べやすいものを供給していくことは、これ

からの日本の社会にとって極めて重要な課題になっているわけです。例えば中食食品が増えていくようなトレンドも単身化あるいは高齢化、女性の就業化という中で、いかに簡便な形で栄養を摂取するのかということで、今後ともこのマーケットが増えていくと言われているわけです。

また、出荷者側を見ますと、確かに全農を頂点とする、いわゆる農協共販組織で産地が大型化してきている。これが着実に進展しているわけですが、もう一方で、いわば企業的な農業法人が産直型の様々な新しい取組をされています。

逆に買い手の側、小売段階等を見ますと、チェーン化が急速に進んでいる。しかしながら、ご承知のとおり、大型店だけではなかなかうまくいかない。小型店への業態転換も見られる。要するに、店舗密度あるいは買いやすさという点で新しい消費者のニーズに応じた小売業態の転換も生じています。これと対応しまして大型チェーンも、本部一括集中仕入れからエリア仕入れあるいは個店仕入れというような取組も生じているわけです。

つまり、いわば画一的な流通方式から多様化に向けて転換していく。少なくとも単線的な流通の仕組みから複線的な流通に転換していかなければいけない。その場合、いわゆる社会インフラとしての卸売市場、中間流通の結節点である卸売市場にも、改めて多様かつ多面的な機能が求められてきているというふうに言ってよいかと存じます。

具体的に今回、卸売市場の整備基本方針案として取りまとめた内容は、資料1の1ページ目をご覧くださいと存じます。こちらをご覧くださいますと、方針案の基本的な柱としまして、下のほうの従来からある、卸売市場が公共的な社会インフラとして果たすべき基本的な役割、都民の食生活の安定を確保し、都民の食の安全を確保し、そして市場を利用する主体が誰でも利用できる開かれた取引の場であることに加えまして、右側の囲みの中にございますが、より新しい多面的な役割が求められているだろうということがいえます。

その1つは、都民の多様化するニーズへきめ細かく対応していかなければならない。先ほど申し上げました中食食品の増加であるとか、例えば倫理・品質、フードマイレージの問題であるとか、食肉で言えばアニマルウェルフェアというようなニーズの観点から食品を選択する消費者も増えている。あるいは伝統野菜を食材として用いた料理を出したいなど、いろいろなニーズが増えている。そういうものに卸売市場も応えていかなければならない。そして、おいしい、魅力ある食を提供することによって、ひいては都

民の健康長寿に貢献することが期待できる。

2つ目には、サプライチェーンとしての中間結節点である機能ということになります。これにつきましては、物流コストを減らしながら、広域流通とともに狭域流通の仕組みも当然必要になりますし、さらには小型店になりますと、配送頻度、小ロット、短リードタイムの納品というような物流サービス水準の向上が求められてくることになる。そういったものをどうつないでいくのかというときに、現在も流通の柱となっている卸売市場が非常に重要な役割を果たすことが考えられます。

3つ目に、日本の食文化をどういうふう to 日本中あるいは世界に向けて発信していくのか。さらには、インバウンドの消費者のニーズにどういうふうに対応していくのか。これは、東京都が基本的には東京で生活をする都民のために食をしっかりと供給することが基本課題になる一方で、東京という国際都市の一つ、ニューヨーク、ロンドン、パリ、東京という位置づけからしますと、今、インバウンドの観光客を含めて増えてきている、そういった中で、東京を訪問し滞在する人の食をどういうふう to 守っていくのか。つけ加えますと、ハラル認証等のことも含めまして、オリンピック開催を目途に入れた対応、あるいは輸出というときにHACCPの対応、衛生、食の安全水準への対応が求められているということも言えるかと存じます。

さらに、地域への貢献という点で申し上げますと、いわゆる災害大国、日本が極めて風光明媚な国であることの裏腹として、地震をはじめいろいろな災害が多い地域である。そういった中で、BCPを含めて災害時の対応のために卸売市場ができることが何かあるのではないかと。さらには、都民あるいは消費者との交流の場としての役割等も期待されるのではないかと。言えるかと思えます。

そういった中で、さらに、今回、計画部会で整理をした点は、資料の3ページ目をお開きいただくとご理解いただきやすいかと存じますが、左のほうにミニマムスタンダードとして東京11市場全てが取り組むべき事項と、その市場の特性——立地であるとか顧客層であるとか集荷基盤等々含めて、その市場特性に応じて、ある意味で戦略的に取り組むべき課題というふう to、2つの区分をいたしました。これは、市場のこれからのあり方も画一的なものではないだろうという前提で、このような整理をさせていただきました。当然ここでは市場の業者の方を含めた、いわゆる独自の創意工夫に満ちたイノベーションへの取組が求められていくことになろうかと存じます。

さらに、衛生管理の問題、先ほども申し上げましたけれども、HACCPへの対応、

あるいは食を供給するときに栄養の問題というのは非常に重要で、季節によって栄養価が違う。そういう情報まで含めて供給をしていくことが、いわば川下のニーズからするとこれから課題になっていくであろう。従来型の市場の優れた機能に加えて、そういう新しい取組もしていくことが必要になるであろうということが言えるかと思えます。

さらには、市場全体としての健全な基盤をつくっていかなければならないということになります。

こういったことを実現していくときに、非常に重要なキーワードが2ページ目の真ん中の丸で示されておりますが、市場関係者の意識改革になる。卸売市場として伝統的に持っている機能に加え、現代の新しいニーズに対応していくために、いわばイノベーションを市場の中で生み出していく。そういうことに取り組むに当たっては、開設者と市場業者が連携しつつ、一体となりつつ、市場関係者の方々の新しいイノベーションを生み出していくための意識改革こそが決定的に重要だろうと我々は考えました。

それは、一言、最後につけ加えますと、これから労働力不足が進んでいく。そういった中で有為な人材を集めるためには、やはり業界のイメージ自体を変えていかなければならない。その出発点は、今、業界の中におられる方々の意識改革から始まるのではないかということで、この「意識改革」というキーワードを強調させていただいた次第です。

以上、私のほうから大枠をご説明申し上げまして、この後、各委員それぞれのご専門のお立場から補足をしていただき、その上で事務局から具体的な内容の詳細のご説明を賜りたいと存じます。

○福永会長 それでは、委員の先生方お一人ずつご所見をお願いいたします。

○横山委員 横山でございます。私からは、中間報告に関連しまして、卸売市場の公共的役割、今後を見据えたイノベーションの必要性という視点から意見を若干述べたいというふうに思っております。

物の流れとしての効率的な集荷や分荷、全国の建値としての公正な価格形成など、東京都の卸売市場の役割は依然として高いものというふうに考えております。中間報告におきましては、総体としての都民の食生活の安定に寄与するという従来からの基本的機能を継承しつつ、都民一人一人の多様な食生活に応えるという時代の変化を取り入れたものとなっております。

東京都の卸売市場は、都民のみならず、首都圏に開かれた市場であり、また今後の農

産物等の輸出というものを考えますと、世界に開かれた市場へと動き出すものと思っております。その際には市場の持つ公共的役割がますます増大していくと思われま。そのためには新たな変革が必要であり、個々の市場、11の市場の持つ特性、つまり、強い部分あるいは優位性を伸ばす、逆に弱点を克服しながら活性化を図っていくことが求められていると思っております。

新たな変革を支えるものとして、今回、中間報告におきましては市場ごとの経営戦略の策定というものを打ち出しております。市場関係者や市場に参加する業者が一体となって課題や問題を共有し、将来のあるべき市場の姿——これはビジョンというふうに言うことができるかと思いますが、それを考えることで市場の活性化を図るきっかけにしたいという思いが込められているわけです。

イノベーションには、新たなものを創造するというだけでなく、既存のシステムを見直し、改善を図っていくという部分もあります。また、この経営戦略におきましてはPDCAサイクル、プラン・ドゥ・チェック・アクション、計画を立て、実行し、評価を行って、さらに改善を行っていく。こういうサイクルも取り入れられるわけでありまして、これは市場関係者が自ら点検・評価を行う仕組みであります。市場ごとに経営戦略を策定することによって、開設者や市場参加者だけではなくて、市場そのもののイノベーションを生み出す仕組みというものが醸成されるものと考えております。

○矢野委員 矢野でございます。私のほうから物流、ロジスティクス、さらには情報という視点からお話をさせていただきます。

卸売市場は、今まで多種多様な品目を大量に集荷し、そして分荷する。こういう面で非常に重要な役割を果たしてきました。集荷あるいは分荷する、この機能をより高度化する、あるいは効率化していくためには、卸売市場の物流機能と情報機能を高めていくことが欠かせません。現状として、生産地側あるいは小売での物流・情報面の高度化が急激に進展しています。残念ながらその中で卸売市場はまだまだ遅れているというのが現状です。生産地、それから卸売市場、小売、消費者というサプライチェーン全体の質的向上のためには、卸売市場のこれらの機能の高度化は欠かせないと言えます。物流機能と情報機能の遅れは市場経由率を下げる、こういう危機感をもっと持つことが必要かと思えます。

一方で、小売ニーズに対応するために、多頻度小口の配送、あるいは流通・加工機能等を組み込んでいくことも考えられるかと思えます。

現在、物流を中心として、特に長距離ドライバーの不足など深刻な人手不足問題を抱えています。その影響で、既に生産地側から卸売市場を選別するという現象が、実際に起きています。この問題に対応するためにも、卸売市場における物流効率化あるいは物流サービスの向上を図っていくことが求められると思います。

卸売市場が社会インフラとして、サプライチェーンの中間結節点としてさらに機能を発揮していくためには、卸売市場の基盤である物流機能と情報機能を高度化していくことが非常に求められています。そういう意味では、各市場の経営戦略の中で物流機能と情報機能をきちんと位置づけ、同時に明確な方針を定めるべきと考えております。

○黒石委員 黒石でございます。私のほうからも最後に補足させていただければと思います。

先生方から今、十分ご説明がありました。資料1の2枚目の中段の真ん中にある「意識改革」という言葉についてであります。使い古されて、聞き飽きた言葉であるかとは思いますが、この言葉が計画部会でも本当に再三出てまいりました。計画部会で何回も取り上げられたキーワードは、「公共性の再定義」、「イノベーション」、「意識改革」、この3つであります。改めてこの環境変化を受けて、こういった公共性の概念の再定義を行って、皆、人それぞれで捉え方が違う——ある人は極大化して考えるし、ある人は小さく考える、こういった最低限の公共性、ミニマムスタンダードのラインはどこだろう、こういう議論を重ねて再定義させていただいたわけです。

それを土台とした上で、プラスアルファの部分は、イノベティブな発想で自由に経営戦略を立て、各市場ごとの特性を生かして、それこそ我が国全体のこの業界を引っ張っていくリーダーとなるような市場づくりを目指して活躍すべきである、そういった期待を込めて、改めてそういう覚悟と気概と決意を促そうじゃないかという議論のもとに、この「市場関係者の意識改革」という言葉を提起させていただいております。

これは市場関係者、場内事業者だけではなくありません。開設者としての都ももちろんその主体ですし、都を取り巻く議会、我々都民、ガバナンスプレーヤーもそうであります。それから、現在は市場外にいるプレーヤー、いわゆる「よそ者」の声も非常に重要だと思います。この業界全体をイノベティブなものに変えていくために、やはり「よそ者」の意見もいっぱい取り入れるべきところがあると思います。

そういった意志、決意と覚悟を含めた意識改革というものを根底として、今後の経営、市場整備を進めていくためにということで、冒頭、木立部会長からもありましたキャッ

チフレーズにもそういう意味を込めて「新たな変革へ踏み出す卸売市場」と意識的に掲げさせていただいております、という議論をしておりましたということを最後に付言させていただきたいと思います。

○福永会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして事務局から補足説明をお願いいたします。

○金子幹事 それでは、私のほうからお手元の資料2に基づきまして、「東京都卸売市場整備基本方針案（中間報告）」のご説明をさせていただきたいと思います。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページ、第10次東京都卸売市場整備基本方針案【総論】をご覧ください。今回の基本方針案全体を通したテーマ、キャッチフレーズについては、仮置きと先ほど先生のほうからお話がありましたが、「新たな変革へ踏み出す卸売市場」としております。

卸売市場は、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な供給を確保するための基幹的インフラとして重要な役割を担っておりますが、近年、少子高齢化や食料品流通のグローバル化などを背景に、卸売市場経由率の低下及び取扱数量の減少傾向の長期化など、流通環境の変化等への早急な対応が必要となっております。また、都民の多様化するニーズへのきめ細かな対応など、社会インフラとしての多面的役割への対応も求められております。さらに、市場間格差の拡大を背景に、各市場の特性を踏まえた、画一的でない、創意工夫した取組が必要となってきております。このように卸売市場は変革を求められております。

都の卸売市場が時代の要請に応え、今後ともその役割を着実に果たしていくため必要な整備を推進していく必要があります、その取組の方向性を大きく2本立てにしているところでございます。1つ目がミニマムスタンダードとして全市場で統一的に取り組む事項であります。2つ目が各市場の特性を踏まえまして、戦略的に取り組む機能強化を図っていくこととございます。

次に、2ページ目をご覧くださいと思います。卸売市場を取り巻く近年の動向についてでございます。

生鮮食料品等の流通を取り巻く環境の変化ですが、消費者につきましては、少子高齢化の進行、1人当たり食料消費の減少傾向、それから食の安全・安心に対する意識の高まりなどの変化がございます。実需者・中間流通業者につきましては、専門小売店の減少、小売チェーンの規模拡大、店舗・販売形態の多様化、中食の市場規模の拡大などの

変化がございます。生産者・輸入者につきましては、高齢化等に伴う生産力の低下、企業等の農業参入、それから輸入の増大などの変化がございます。

次に、下段になりますが、卸売市場の取引・物流等をめぐる状況です。卸売市場につきましては、取扱数量・金額の長期的な減少傾向、全国的な卸売市場の廃止や中央卸売市場から地方卸売市場への転換の進行、それから業者数の長期的な減少傾向などが見られます。また、卸売市場を経由しない加工品・輸入品等が増加するなど市場外流通の増大、輸送トラックの大型化、物流業界の人手不足、それから生鮮E D I 標準の活用など物流・情報化に関わる動向、それからせり割合の低下などの卸売市場における取引の変化、生鮮食料品等の輸出への取組が進められているところでございます。

次に、3 ページ目をご覧ください。東京都の卸売市場の現状についてでございます。

まず、取扱数量・金額、搬出地域についてでございますが、水産物につきましては、取扱数量は長期的な減少傾向にあります。取扱金額は減少傾向にありましたが、近年緩やかに増加しているところでございます。搬出地域につきましては、築地市場では広域な地域へ搬出しているところでございます。

次に、青果物については、取扱数量は長期的な減少傾向にありましたが、近年横ばいで推移しているところでございます。取扱金額につきましては、長期的な減少傾向にありましたが、近年緩やかに増加しているところでございます。搬出地域につきましては、築地、淀橋、大田は広域な地域へ、葛西、板橋、世田谷は自区及び近隣を中心に搬出しているところでございます。

次に、食肉につきましては、まず牛肉の取扱数量は長期的に概ね横ばいの状況になっております。また、取扱金額は平成23年度以降増加しております。また、豚肉の取扱数量及び取扱金額は長期的な減少傾向にありましたが、近年持ち直しが見られます。搬出地域につきましては、広域な地域へ搬出しているところでございます。

次に、花きにつきましては、地方市場の廃止・統合を背景にいたしまして、中央卸売市場の取扱金額は平成10年にかけて大きく増加いたしましたが、平成19年をピークに減少傾向に転じております。大田、北足立は広域な地域への搬出が50%を超えておりますが、葛西は自区及び近隣への搬出が多くなっているところでございます。

次に、市場業者の経営状況についてですが、卸売業者では、経常赤字業者数は、平成26年度には青果部の1業者のみとなっているところでございます。仲卸業者につきましては、全部類で長期的に減少傾向にございます。

次に、地方卸売市場についてですが、市場数は大幅に減少しております。水産物は取扱数量・金額が大きく減少いたしました。青果物は長期的に減少傾向にあります。また、花きにつきましては、市場数の減少等によりまして取扱金額は大きく減少しているところでございます。

なお、これらに関するデータにつきましては、次の4ページ目から8ページ目に記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、9ページ目をご覧ください。卸売市場の公共的役割でございます。先ほど部長からもご報告がありましたように、卸売市場は、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な供給を確保するための基幹的インフラであり、その果たす役割の重要性は今日においても変わりません。

その卸売市場が担う公共的役割につきまして、第9次卸売市場整備計画において整理した3つの基本的役割、すなわち、都民の食生活の安定を確保する。2つ目に、都民の食の安全を確保する。3つ目に、生産者・実需者がいつでも利用できる開かれた場。これに加えて、今日の社会状況等の変化を受け、さらに社会的インフラとして求められる多面的な役割といたしまして、都民の多様化するニーズへのきめ細かな対応、サプライチェーンの中間結節点としての機能の発揮、日本の食文化の発信・インバウンドへの対応、地域への貢献の4点を新たに公共的役割として付加的に整理しているところでございます。

次に、10ページ目をご覧ください。第10次卸売市場整備計画における取組の方向性についてでございます。これにつきましては、大きく3つの要素で構成されております。

1つ目が卸売市場全てに共通するものとしてミニマムスタンダードとして全市場で統一的に取り組む事項であり、品質・衛生管理の確保、災害等の危機への対応、環境問題への対応、都民・消費者との交流や食に関する情報発信であります。

2つ目が、各市場がその特性を踏まえまして、戦略的に取り組む機能強化でございます。品質・衛生管理の高度化、加工・パッケージなど多様なニーズへの対応、物流の効率化、情報化、取引の活性化でございます。この部分はまさに各市場の創意工夫が生かされる独自の取組の部分となっております。

3つ目が全市場に共通する市場運営の土台となる、健全かつ安定的に市場を運営していくための基盤づくりであり、市場の財政基盤の強化、公正かつ効率的な取引の確保、

市場関係者の経営基盤の強化、地方卸売市場への支援であります。

この関係をわかりやすくイメージ図にしたものが、次の11ページ目をお開きいただきますと、そちらのほうに第10次卸売市場整備計画における取組の方向性のイメージとしてまとめてございます。まず、一番下の段に、健全かつ安定的に市場を運営していくための基盤づくり、これがベースのラインとしてございまして、その上にミニマムスタンダードとして全市場で統一的に取り組む事項がございまして、この水準までが全ての市場で確保されるべき部分になります。その上で、それぞれの市場が各市場の特性を踏まえまして、戦略的に取り組む機能強化を図っていくというのが、第10次卸売市場整備計画における取組の方向性になっているところでございます。

図では、例といたしましてA、B、Cの市場ごとに個々の取組に特性を持たせ、イメージしやすいように工夫を凝らしているところでございます。

次に、12ページ目をご覧ください。東京都卸売市場整備計画と各市場の経営戦略についてでございます。

まず、国により本年1月に策定された卸売市場整備基本方針、それから同年4月に策定された中央卸売市場整備計画、それと本審議会から今後出される東京都卸売市場整備基本方針の答申、これを受けまして5年間の計画であります東京都卸売市場整備計画を策定してまいります。

その際のポイントとなるのは、先ほどご説明いたしました各市場の特性を踏まえ戦略的に取り組む機能強化になってまいります。そのため、各市場において市場関係者が一体となり、創意工夫を凝らし、将来像の検討や機能強化に向けた取組の検討などを行いまして、各市場が経営戦略を検討・策定いたしまして、従来のやり方にとらわれない発想に基づくイノベーションへの取組を進めまして、画一的でない特色のある市場づくりを進めていくべきとしております。また、各市場の特性を踏まえまして、戦略的に機能強化に取り組んでいくためには、市場関係者の意識改革を進めていくことが非常に重要なポイントとなっております。

次に、13ページ目でございますが、こちらのほうは第10次卸売市場整備計画における施設整備の考え方についてでございます。施設整備上の主な課題といたしまして、老朽化施設の計画的な維持・更新、品質・衛生管理の確保、環境負荷の軽減等への対応が全場共通の課題となっており、維持・保全を適切に行うとともに、設備の更新とあわせまして品質・衛生管理の確保や環境に資する整備を計画的に実施していく必要がござ

います。

また、市場によって、立地、それから取扱数量、商圈などの特性が大きく異なるため、市場ごとの戦略に基づく整備が求められております。さらには、市場用地は限られており、スペースを有効活用していく必要もあります。そのため、先ほどもご説明いたしましたが、各市場において、開設者と市場関係業者が一体となりまして、機能強化の方向性及び、そのために必要な施設整備の内容を検討いたしまして、各市場における経営戦略を確立した上で効果的な施設整備を行っていく必要がございます。

次の14ページには、これらの考え方に基きます各市場の整備方針を一覧にして整理しているところでございます。

なお、参考資料といたしまして、15ページには東京都卸売市場審議会計画部会の検討状況について、審議経過、それから市場関係者ヒアリングの実施状況、流通関係者・他市場等に関する情報収集の状況について一覧の形で整理してございます。

また、次の16ページには、国の卸売市場整備基本方針と中央卸売市場整備計画につきましてポイントを整理した資料をおつけしてございます。

以上、雑駁ではございますが、資料2の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま計画部会の皆様と事務局からの報告がありました基本方針案の中間報告につきまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をしてご発言をお願いいたします。

○鈴木委員 まず、木立部会長様はじめ計画部会の先生方におかれましては、大変ご熱心なご議論を経てこの整備方針案をおまとめいただいたことに厚く御礼申し上げます。

私からは、各市場の経営戦略について意見を述べさせていただきます。中間報告の中にも示されておりますが、各市場がその特性を踏まえて経営戦略を立てることは極めて重要であると思います。そのためには、各市場が直面している諸課題に関する認識や、今後の取組の方向性等について市場関係者間で共有化させることが何よりも必要です。

しかし、市場関係者と一口で言いますが、さまざまな市場の方々がおられ、市場全体として一体となって経営戦略を共有化することは非常に困難な場合も予想されます。さらには、卸売市場を取り巻く状況が大きく変化する中であって、従来やり方にとらわれない発想に立った検討というものもなかなか難しいことだと思っております。

ここで一番大切なことは、先ほど部会の先生方からのお話もありましたが、今後開かれた市場として、これからの東京都にとって、そして何よりも都民にとって何が求められているかということであるというふうに思います。だからこそ都は経営戦略の検討段階から積極的に関与し、今までのやり方にとらわれないイノベーションへの取組に向けた議論をして、全ての市場関係者の意識改革を促し、自らの市場の将来像や機能強化に向けた取組を共有化できるよう、その方向性をつくり上げていくことが必要であると思います。

こうした検討過程を通して、都と市場関係業者の意識改革を進め、画一的ではない特色ある市場をつくり上げるための経営戦略を実のあるものにしていただきたいと申し述べさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○伊藤（こ）委員 私からも中間報告について意見を述べさせていただきます。

まず、計画部会の先生方におかれましては、市場関係者、流通関係者などへのヒアリングや現場視察などを含めて、延べ18回もの部会を開催し、中間報告をまとめたことには心から敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

私からは卸売市場の公共的役割について意見を申し上げたいと思います。

今回の中間報告では、卸売市場について、いくつかの重要な指摘がなされております。その中でも、卸売市場が今日においても重要な役割を果たしていることを卸売市場の公共的役割として改めて整理をし、さらにその役割を、基本的役割と社会的インフラとして求められる多面的役割に分けて示しておられます。こうした詳細な記載は、農林水産省であります。国が示した卸売市場整備基本方針には見られないもので、首都東京の卸売市場として次代を見据えた、また全国をリードしゆく意欲が込められた方向性が示されているものと考えます。

今日、卸売市場を取り巻く環境は、市場経由率の低下、取扱数量の減少傾向の長期化など大きく変化しております。その中であって、卸売市場が生鮮食料品等の円滑で安定的な供給を確保するための基幹的インフラとして、今日においても卸売市場の果たす役割の重要性は変わらないことを明記しております。これは、近年の動向を踏まえて、都の卸売市場は何をすべきかを考えるに当たり、最もベースになるものであります。その上で卸売市場の公共的役割の広がりとして、社会的インフラとして求められる多面的役割を整理し、示されていることを評価したいと思います。

とりわけ、さらなる質の向上や利便性の追求、倫理的消費など、都民の個々のライフスタイルや多様な価値観等に基づくさまざまなニーズへ応えようとすることや、都民の健康長寿への貢献など、都民の多様化するニーズへのきめ細かな対応を目指しております。この都民の多様化するニーズへの対応を含め、今回新たに整理していただいた卸売市場の公共的役割の広がりを果たすことができるよう、ミニマムスタンダードや戦略的な機能強化等についても引き続き議論を深めていただき、また、今後ともしっかりと都民への生鮮食料品等の安定供給が確保されるよう努めていただきたいと思います。

加えて私からもう1点申し上げたいことは、今、国家的課題の一つとなっております、1年間に食品廃棄量、捨てられてしまう廃棄量が1,800万トンという驚くべき数量でございます。この1,800万トン捨てられるうちの約500~800万トンについては、まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる食品ロスでございます。この500~800万トンのうち、約半数は事業所から、半数が家庭から廃棄されているということでございます。

世界を見れば食べたくても食べられない国もあれば、また日本においても子どもの貧困等も社会的な課題となっておりますが、このミニマムスタンダードの中にぜひとも、例えば倫理的消費という観点になるのか、あるいは地域への貢献の中の食育という観点になるのか、市場の供給としての役割、また消費する方々への啓発、発信として、この食品ロスについての課題も検討いただければ、このように思います。

○大西委員 私からは、東京都に対しても考え方を質問させていただきたいと思います。今回新たに整理された、社会的インフラとして求められる多面的役割という中に、地域への貢献が掲げられております。1つ具体的な話で言いますと、私の地元の足立市場における「あだち市場の日」の取組も地域への貢献の一つであるとも言えます。この「あだち市場の日」が地元の方々にどの程度認知され、受け入れられているのか、都の見解を伺いたいと思います。

○福永会長 それでは、いくつかご質問があるようですから、一つ一つについて事務局からお話をいただきます。

○金子幹事 それでは、事務局のほうからお答えさせていただきます。

「あだち市場の日」は、平成26年7月から2か月ごとに延べ12回開催されておりました。足立市場協会の発表によりますと、最大で2万人、各回平均1万2,000人の方々が来場しているところでございます。

また、平成28年5月に行われました来場者アンケートによりますと、地元足立区からの来場者の方が54%、それから隣接する荒川区から18%、両区合わせまして72%の方々が足立市場に足を運んでいただいているところでございます。

さらに、来場回数も4回以上の方が50%になっておりまして、また来場したいというふうに回答された方は98.5%となるなど、「あだち市場の日」の取組は地元の方々に認知されまして受け入れられている、このように認識しているところでございます。

○大西委員 今お話にありました「あだち市場の日」という取組は、地域貢献といった観点では地元の方に受け入れられ、私も子どもを連れて何度か行ったことがあります、たくさんの方が見えられて、すごく楽しまれております。こういった取組は引き続き継続していただきたいということをまず要望させていただきたいと思っております。

続きまして、今回の整備計画における取組の方向性として、各市場の特性を踏まえ、戦略的に取り組む機能強化を挙げておられます。都として認識している足立市場の特性や課題というのは具体的にどのようなものがあるのかお伺いしたいと思います。

○金子幹事 足立市場は、築地市場に次いで都内第2位の取扱数量がございまして、市場周辺の中少量販店や専門小売店のニーズに応える水産専門の市場という特性がございまして。

これまでも買出人支援や、「あだち市場の日」における仲卸業者及び関連事業者の店舗での一般向け商品販売など、その特性を生かした取組を実施しているところでございます。

一方、課題といたしましては、直近10年間で取扱数量が半減していることなどが挙げられます。

○大西委員 こうした今おっしゃられた特性や課題を踏まえ、足立市場の機能強化をどのように進めていかれるのかお伺いいたします。

○金子幹事 まず、足立市場が直面している課題に関する認識や、今後の取組の方向性などに関しましては、市場関係者の間で共有化させることがまず必要であろうと認識しております。その上で、機能強化に必要な施設整備の内容につきまして、市場関係者間で議論して整理をしていくような形でやっていきたいというふうに考えております。

○大西委員 今あまり具体的な話が出なかったのが若干寂しいなと感じました。また、この資料の中身も全ての市場におきまして、あまり具体的な話が出ていないので、もう少し具体的に話を入れてもいいのかなと思っております。

1つ例をとって話をさせていただくと、足立市場の玄関を入ったすぐ右側のところに食堂が数軒存在いたします。足立市場の機能強化という点ではここにも支援を強化する必要があると思いますが、都の見解を伺いたいと思います。

○金子幹事 ただいまお話のあった関連事業者の食堂棟につきましても、市場関係者による足立市場の方向性等、全体を議論していく中で、それらも含めてどのようにしていくのかということについて検討させていただければというふうに思っております。

○大西委員 最近、豊洲市場の話がよく出てきますが、他の市場も懸命に頑張っているところもたくさんおられますし、その特性を見きわめて、少ない支援のお金かもわかりませんが、その中で効果的に使っていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○かち委員 私からも一、二点の確認と意見を述べさせていただきたいと思います。

計画部会の皆様には、この報告書をまとめるに当たり、1年余にわたって精力的に現地調査やヒアリング等を重ね、取り組まれてきたことには心から敬意を表したいと思います。

今回まとめていただいた第10次東京都卸売市場整備基本方針案の中間報告で、資料1の4ページに、都内に11ある市場のそれぞれの方向性が示されていますが、第9次との若干の表現の違いがあります。例えば豊島市場は、前は、「周辺市場との連携強化を検討する」とありましたが、今回はさらに「機能集約を視野に入れた検討を行う」としています。これは具体的にどういうことを意味しているのか。さらに、板橋市場青果については「今後の市場のあり方を検討する」とありますが、それはどのようなことを意味しているのか、まずお聞きします。

○金子幹事 こちらに掲げた連携強化及び機能集約というところですが、具体的な中身についてはこれから検討を進めていくことになっていきますが、例えば豊島青果さんが豊島市場と板橋市場の両方に卸会社としておられます。こういったところで、立地等を考えながら機能の集約なども含めて考えていかなければいけないような部分もありますので、こちらのほうについてはその「機能集約を視野に入れた」という形で記載をさせていただいているところでございます。

○かち委員 板橋市場の「今後の市場のあり方を検討する」という意味は。

○金子幹事 今申し上げたように、豊島と板橋は卸会社が共通で、非常に密接に関係していますので、今後の市場のあり方というのも、機能集約なども含めてどういうふうに

していくのかということ市場業界の皆さんと話しながら進めていく、そういう意味合いでございます。

○かち委員 一般的に機能集約、あり方を検討するなどと言いますと、再編とか合併とか地方市場化するなどを連想するのですが、今回この2つの市場についてはそういうことではないという確認でよろしいですか。

○金子幹事 現段階では、機能集約や、この市場のあり方について考えていくということですので、要するに、具体的にどうなるとか、そこまで話が決まっているわけではございません。

○かち委員 市場としてはきちんと残すのだと、機能の集約や形態を考えていくということでもよろしいですか。

○金子幹事 市場の配置などを含めて、市場業界の皆さんとどうするのかという話をした上で、そういったものがいろいろ変わっていくのだろうと思っています。現段階では、市場業界の皆さんと我々とでそういう機能集約等々についてお話し合いをさせていただく方向性で考えているということだけですので、その先のことについては、今後の議論の中でどのようになるのかというのは決まっていくことだろうと思っております。

○かち委員 意見を言わせていただきます。

国の第10次整備基本方針では、9次にあった中央拠点市場の位置付けがなくなりました。これは、拠点に位置づけられた市場に周辺の市場が影響を受け、周辺市場を疲弊化するものであり、かねてから問題点を指摘されてきたものです。都内にある11の中央卸売市場は、その公共的位置づけの上に立ち、それぞれの特徴を生かし、活性化を図っていくべきだと考えます。

国の整備基本方針では、経営戦略ということが重視されています。きょうもかなり強調されています。そして、基本的考え方として取扱物品の付加価値向上の観点からワールドチェーンの確立が急務であるとしていますが、これは公的な卸売市場から民間経営ベースに立った運営方向への基本転換を意味するのではないかと危惧されます。

市場会計、市場関係者の経営を苦しめている原因に目を向けず、市場関係者の意識改革、各市場の経営戦略だけでは根本解決にはなりません。その原因の大元は、輸入食品の増大による市場外流通の拡大、国内産についても大型量販店、大手外食チェーン店などによる市場外流通の増大です。市場内流通にしているものでさえ、これらによるワールドチェーンシステムや加工・パッケージ等への過度の要求によるところが大きい

ではないでしょうか。コールドチェーン、加工・パッケージや保管、配送等の機能強化など新たな施設整備に当たっては、過剰投資とならないよう、投資と効果のバランスを考慮して行う必要があります。

経営改善を目指すためには、国の規制緩和路線を転換し、大型店、大手外食チェーン店等の優越的地位の乱用を規制することと、市場取引についても対等な交渉力を持つことが重要であり、それを実効あるものにするためにも、都として市場取引委員会の強化などの対策が求められます。

市場経営の活性化については、まずは11の市場がそれぞれの独自色を出して、生産地と消費者側との連携を強め、内需拡大で活性化を図ることこそ必要であると申し上げ、意見とします。

○伊藤（裕）委員 私は業界の人間ですが、別に原稿は用意しておりません。きょうは中間報告を伺いまして、意識改革、あるいは物流・情報の強化など、いろいろな形でこれからの市場について、かなりの確なご指摘や、これからの方針を示されたことに大変敬意を表するところでございます。

ただ1つ、私は水産の卸でございしますが、社会との関係でございします。特に生産、水産の場合、天然の漁獲は非常に変動が激しい。あるいは、資源的に非常に落ちるもの、かなり増えてきたもの、いろいろな要素がございします。それらの資源管理をどうしていくのか。あるいは、養殖が大変増えておりますが、養殖についてどういう形でこれからやっていけばいいのか。要するに、稚魚の確保だけでいいのか。一貫生産ということまで今進んでおりますが、そういった中であって、さらにそれらの加工に関していえば、衛生、健康への配慮、そうしたものがやはり国、都全体として消費者の意識もかなり高度化している面がございします。そうした社会との関係です。

一方では、流通の中で、今もお話がございましたが、いろいろな流通の形態ができています。そういう中で一つの流通の中核としての市場のあり方というものが社会との関連の中で捉えられていかなければいけないものだと私は思っております。そういう点でのご配慮をさらにお願ひしたいということをおの希望として申し上げます。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、いろいろと皆様方から大変貴重なご意見あるいはご要望を頂戴いたしました。中間報告で示された基本方針の方向性につきましては、おおむねご了承をいただい

たものというふうにご会長といたしましては理解をいたします。

それでは、計画部会の委員の皆様方にはいろいろとご苦勞をおかけいたしますが、本日頂戴いたしましたご意見等を含めまして引き続きご検討いただき、本年9月を目途に最終報告を取りまとめいただきますよう、よろしくお願いを申し上げますと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で審議事項につきましては終了させていただきます。

5 報告事項

豊洲市場の整備について

○福永会長 続きまして、次の議題であります報告事項に移らせていただきます。

事務局より豊洲市場の整備について説明をお願いいたします。

○飯田幹事 新市場整備部長の飯田でございます。

私のほうからは、報告事項といたしまして豊洲市場の整備についてご説明させていただきます。

お手元の資料3「豊洲市場の整備について」をご覧くださいませでしょうか。

1、整備状況についてでございます。

まず、市場本体施設でございますが、水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟、管理施設棟につきましては、平成28年5月に工事が完了し、引き渡しを受けております。現在は外構工事等を施工中でございます。

市場業者の皆様が行います造作工事につきましては、本年6月から店舗や事務所など順次着手してございます。

続きまして、土壌汚染対策についてでございます。平成26年11月から行っております地下水のモニタリングにつきましては、昨日6月23日、第7回目の結果を公表させていただきましたところでございます。分析の結果につきましては、いずれも土壌汚染対策法における基準値を満たすものでございました。

次に、2、施設写真についてでございます。本年4月、5月時点での本体施設の外観や売場等を掲載してございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、3、取組状況をご覧くださいませでしょうか。

業界造作工事につきましては、本年5月から6月中旬にかけて、全事業者を対象に造作工事施工説明会を開催し、造作工事に係ります手続、施工基準、スケジュール等

をご説明させていただきました。

物流につきましては、本年6月から業界の習熟訓練を段階的に実施してございます。

品質・衛生管理につきましては、品質・衛生管理の強化に向けまして、豊洲市場の施設に則した品質・衛生管理マニュアルに関します講習会を業界ごとに開催するとともに、トライアル事業を実施したところでございます。

また、豊洲市場での喫煙ルールの遵守徹底を図るために、業界団体の協力のもと、築地市場において喫煙ルールの周知・巡回の強化に取り組んでおります。

引越準備につきましては、本年2月に引越相談室を設置し、市場業界からの各種相談に対応しております。同年3月には引越の全体像を示しました引越基本計画を策定いたしました。

最後に、4、整備スケジュールでございます。建設工事、造作、物流につきましては、ただいまご説明差し上げた内容を記載してございます。引越につきましては、7月末を目途に引越実施計画を策定し、9月から事前引越、11月3日から本引越を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から報告がございました豊洲市場の整備についてに関しまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○伊藤（裕）委員 私、今築地におります業者でございますが、この豊洲市場につきましては、私どもとしては業界団体の総意として、予定どおり本年11月7日に開場すべく、我々自身が準備を鋭意進めております。

一部では、もちろん長年にわたって慣れ親しんだ築地を離れて、新たな豊洲の地で業務を始めることに不安を抱いている方もそれぞれにおられます。しかしながら、老朽・狭隘化が進んだ築地市場でこのまま業務を続けていくわけにはどうしてもまいりません。

そのために、東京都と、そして私ども業界で話し合っ、これはもうさんざん検討しました。その中で、私どもの業界として、まず11月上旬に新市場の開場ということの方針として決めて、そして御都のほうに申し入れをさせていただきました。

さらに、それが今度は11月7日ということで開場日まで決まったわけでございます。

残された時間もあとわずかでございますが、築地市場の私どもの業界が一丸となって、豊洲市場への移転、開場に努めてまいります。ぜひとも豊洲市場の発展に向けて、皆様のさらなるご支援をよろしくお願い申し上げます。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告事項の質疑につきましてはここまでとさせていただきますと存じます。

以上をもちまして、本日用意されました項目につきましては全て終了いたしました。審議会を終了させていただきたいと思いますが、閉会前に岸本市場長からご発言がございます。

○岸本幹事 審議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり大変熱心なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、計画部会の委員の皆様方には、大変お忙しい中、18回にわたり熱心にご議論いただき、厚く御礼を申し上げます。本日の審議を踏まえまして、引き続き最終報告に向けてご検討いただくこととなりますが、よろしくお願い申し上げます。

また、豊洲市場の開場まで残すところあと100日余りとなりました。豊洲市場への移転が目前に迫る中で、ただいま伊藤（裕）委員からもご紹介がございましたとおり、市場業者の皆様の中には、やはり今まで苦楽をともにしてまいりました築地からの移転について不安に思われている方がおられることも十分承知しております。

しかしながら、ただいまお話がございましたように、築地市場の老朽化・狭隘化が深刻化する中であって、豊洲市場への移転は不可欠でございます。私どもといたしましては、業界の皆様との協議の上で決めさせていただきました本年11月7日の開場に向け、円滑な移転が実現できますよう、最大限の努力をしております。

また、新たな豊洲市場におきまして、業界の皆様のさまざまな営業活動がより活性化いたしますように、私どもといたしましても全力で努力してまいりますので、引き続き皆様方のさらなるご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○福永会長 どうもありがとうございました。

6 閉 会

○福永会長 それでは、本日予定をいたしました議題は全て終了をいたしました。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたりまして熱心なご審議を賜りましたことを心から御礼を申し上げたいと存じます。

それでは、これもちまして第72回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時14分閉会